

平成30年5月31日

配食サービス事業者様

配食サービスの区分誤記による請求エラーについて（注意喚起）

日頃は本市介護保険行政にご理解ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成30年4月から要支援者の配食サービスが「生活援助型」から「自立支援型」に移行したため、平成30年4月以降のサービス提供に係る支給申請書の配食サービス区分は、要支援者の方については「自立支援型」にさせていただく必要があります。

また、毎月、利用者の方の被保険者証を確認し、当該利用者の方の区分（要介護／要支援・事業対象者）に変更がないかも確認いただく必要があります。

しかし、

- 誤って要支援者の平成30年4月以降のサービス提供に係る支給申請書を、「自立支援型」でなく「生活援助型」としてしまう
  - 利用開始当初は要支援者で、その後要介護者となったが、それを把握していなかったため要支援者として「自立支援型」としてしまう
- ことなどにより、請求エラーとなり支払いができない事例が頻発しています。

つきましては、毎月、サービス利用者の被保険者証を確実に確認し、要介護者／要支援者・事業対象者の別に変更がないかご留意いただくとともに、平成30年4月以降のサービス提供に係る支給申請書の配食サービス区分は、

- ・ 要介護者 → 生活援助型
- ・ 要支援者・事業対象者 → 自立支援型

でご記載いただきますようお願いいたします。

よろしく願いいたします。

（お問合せ）

名古屋市介護保険課指導係給付担当

電話：052-972-2594